

鳥取縣公報

第十号 間々字の式

昭和二十五年四月五日 火曜日

第九号

鳥取縣訓令 第九号 鳥取縣訓令第九号 鳥取縣訓令第九号

昭和二十五年四月五日 火曜日

第九号 鳥取縣訓令第九号 鳥取縣訓令第九号

本書ノ大キサハ國定規格ニ依リ

昭和二十五年四月五日 火曜日 第九号 鳥取縣訓令第九号 鳥取縣訓令第九号

官職氏名	姓名年月日住	所履歴の概要	備考

様式第四號

事業所統計調査準備調査の結果について
 標記について事業所統計調査事務取扱手續第十一條によ
 り左記の通り報告します。

知事宛

何市(何郡何町村)長氏 名圖

調査區番號	事業所數	備考
(九月二十五日現在)		
計		

告示

鳥取縣告示第三百三號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年七月十五日

鳥取縣知事 西尾愛治

本籍地 大阪市生野區北生野町二丁目一
 現住所及 開業地 氣高郡神戸村大字下砂見四〇
 昭和二十二年七月十日 吉森 考
 第一一八四號

本籍地 東伯郡由良町大字由良宿一三四
 現住所及 開業地 同
 昭和二十二年七月十日 桑 本 正 枝
 第一一八五號 大正九年二月十三日生

本籍地 氣高郡日置村大字津牛三二〇
 現住所及 開業地 西伯郡和田村三、四六一安次二郎方
 昭和二十二年七月十日 森 山 千 鳥
 第一一八六號 昭和二年三月十五日生

本籍地 西伯郡崎津村大字霞津一、一七七
 現住所及 開業地 同 富益村一、二七三井口定方
 昭和二十二年七月十日 阿 川 律 子
 第一一八七號 阿 川 律 子
 昭和二十二年七月十日 阿 川 律 子
 第一一八七號 阿 川 律 子

昭和二十二年七月十五日發行
 昭和二十二年七月十五日

鳥取縣公報

(第三種郵便物認可)
 昭和二十二年七月十五日

鳥取縣告示第三百四號 鳥取縣公報中六〇のよ
 物價統制令第四條の規定により鳥取縣における石油販賣
 業者が石油を販賣する場合の加算額を次のように定め、

昭和二十一年六月鳥取縣告示第二百五十七號(石油販賣
 業者が石油を持届販賣する場合の持届質及び持届荷渡設
 備に對して販賣場の加算額指定の件)はこれを廢
 止する。

昭和二十二年七月十五日
 鳥取縣知事 西尾愛治
 昭和二十二年六月六日 鳥取縣知事 西尾愛治
 昭和二十二年四月五日 鳥取縣知事 西尾愛治

種別	單位	持届加算額の統制額
一八〇立乃至 二〇〇立入	一本	三〇圓〇〇
馬鞍	一個	三、〇〇〇
半圓機	一個	二〇〇

撤 一八立 二、〇〇

二、特殊荷渡設備において賣渡の場合
 (石油販賣業者所在地港内船舶に配給する場合)

撤 (イ)海上船舶に對し陸上給油施設より配給する場合
 單位 持届加算額の統制額
 一八立 一圓〇〇

撤 (ロ)海上船舶に對し配給船から配給する場合
 單位 持届加算額の統制額
 一八立 二圓〇〇

撤 (イ)容器詰のものは一を適用するものとする
 三、單位未滿の量を持届けるときは前各項によつて比率
 二四六分算出した額とする。

鳥取縣告示第三百四號 鳥取縣公報中六〇のよ
 檢査管理施行規則第一條の三により昭和二十二年産度
 麥收馬鞍の積渡期間を次のように定める。
 昭和二十二年七月十五日
 鳥取縣知事 西尾愛治

